



積雪寒冷单作地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法

積雪寒冷單作地帶における麦類  
又は菜種の収穫に因る農業所得  
に対する所得税の臨時特例に関する法律

(昭和二十六年法律第六十六号)の規定による農業振興計画に基く土地改良事業(かんがい)排水施設、温水ため池若しくは農業用道路の新設若しくは改修、区画整理又は客土を行う。以下同じ。)の実施後、当該土地改良事業に係る水田に水稻の後作としての麦類(大麦、小麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)又は菜種の植付(以下「植付」という。)をした場合(当該土地改良事業の実施前に植付がなされたことのある水田で政令で定めるものに植付をした場合を除く。)において、当該土地改良事業の実施後初めてその植付をした年の翌年から三年間(昭和三十二年一月一日以後にその初めての植付をしたときは、その植付をした年の翌年から昭和三十四年までの間)は、当該麦類又は菜種の収穫に因る所得については、所得税を課さない。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年以後の植付に係る麦類又は菜種の収穫による所得について適用する。

井上委員たいま議題となりました  
た積雪寒冷單作地帯における麦類又は  
菜種の収穫に因る農業所得に対する所  
得税の臨時特例に関する法律案の提案

の理由を御説明申し上げます。

の理由を御説明申し上げます。  
経済自立の達成が唱えられ、食糧自  
給が唱えられながら、今なお三百万ト

の理由を御説明申し上げます。

**○千葉委員長** 次に、一昨日十六日本委員会に付託されました国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求

いて、積雪寒冷単作地帶振興臨時措置法に基く農業振興計画による土地改良事業の実施後、その事業の実施に伴う水田に初めて水稻の後作として植えつゝある件二件、すなわち正倉院の件及び皇居の件の両件を一括議題として、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。阪田政府委員。

**左記正倉院新宝庫を皇室用財産とすることについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。**

一 所在地 奈良県奈良市雜司町一五の1、一二九の1  
二 口座名 正倉院  
三 財産の区分 種目、数量、価格

区分	種目	数量	価格	備考
建物倉庫				
建坪				
三五坪				
五、五坪				
五、五坪				
四				
鐵筋コンクリート造二階				

工作物門	種類	延長	重量
一	天井丸柱	柱筋鉄コンクリート扉木	支保

			屏	
下		障		
	水		禁間	
		一	禁	禁
		矣、看	禁前七尺	禁前七尺
	開渠	巾一尺		
	深三尺			
		延長三間		
		溜磚三個		

照明裝置	一	三八個	埋下水溜樹管六寸二箇
	—	照明三八個	差達一四個

土	消火装置
留	
一	一
100×300	1100 三〇〇耗七二·七四米 铸鐵管二五〇耗八〇米
石垣二四平方米	

二、口座名 皇居

区分種目	数量	事由	備考	
			建坪	延坪
工作物水道	三,九〇三、六〇〇増	築木造平家建		
下水	三,〇〇〇増	鉛管、土管		
照明装置	二,〇〇〇増	電灯、点滅器差込		
通信装置	一,〇〇〇増	電話器		
暖房装置	一,〇〇〇増	電気暖房差込		
雜工作物 〔電氣時計〕 〔空氣調和装置〕	八,六〇〇新	設空氣調和装置一式		
合計	三,三五三、六〇〇			

○阪田政府委員 ただいま議題となりました國有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求める件、正倉院の件及び同じく皇居の件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

護する必要から、昭和二十六年度及び昭和二十七年度の二箇年計画により、新宝庫を新築いたしましたのであります。その構造は以上申し述べました目的に応するよう諸材料及び設計のあらゆる点に縝密な注意が払われてい

御承知の通り正倉院は、千二百余年にわたりて貴重な宝物を保存して來たのであります。が、今後さらにこれを永久、かつ完全に収蔵保存するためには、従来の本庫及び仮玉庫では、保存設備が不十分でありますので、これらを適度に保ち、温湿度からの変質を保るるであります。外觀は付近の環境にふさわしい現在の本庫の校倉式の構造を模したものであります。

この新宝庫を皇室用財産として管理するため、昭和二十八年六月四日皇室經濟會議の議決を得ましたので、国有財產法第十三条の規定により提案した次第であります。

次に、皇居の件について申し上げま

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件  
左記のものを皇室用財産として取得することについて、国有財  
二十三年法律第七十三号) 第十三条の規定により、国会の議決を

一、所 在 東京都千代田区一番  
二、口座名 皇居  
三、取得財産の区分、種目、数量、価格

す。

皇后両陛下が常時住居の用に供されており、皇室用財産として宮内庁が管理しているものであります。この建物は、戦時中、両陛下の空襲時の待避所として建設された鉄筋コンクリートづくり地下二階、地上一階の防空壕でありまして、建物の構造上、衛生管理の面等から、當時の住居としては向きであり、かつ手狭でもあるので、空気調和装置を設置して温湿度の調整をはかりとともに、内部を改装し、かつ一部を増築して、さしあたり當時の住居としてさしつかえのないものにしようと改裝したことにして、この改裝に伴う建築物及び工作物を皇室用財産として取得することについて、国有財産法第十三条の規定により提案した次第であります。

○千葉委員長 何とぞ御審議の上、すみやかに御承認下さるよう御願いいたします。

お詫び申しますが、御説明申し上げました以上に詳しい事情もわかつておりませんが、とりあえす概要及び私どもの今後の対策について、御説明申しあげた次第であります。

○千葉義國著 關連して井上君

問題でございますが、問題は、待遇条件が問題になつて、ストライキをやることになつた。その待遇の内容については、われ／＼とやかく干渉すべき問題ではありませんが、あなたが今お話しになりましたように、銀行という一つの公共的使命を持つたものが、ああいう災害で、非常に危急にあります事態に際会をいたしておることをよく知つておりますながら、災害復旧の一つの動脈となる金融機関がストをやるというようなことは、道義的に許すべきことじやありません。やるならやる時期がもつと他にあるわけです。こういうときは、あらゆる困難を克服して、業務に全力をあげるということが、その機関に負わされた当然の任務であろうとわれ／＼は考える。そういう点から、単にストライキをやつておる当事者の責任を追索するというよりも、ストライキをやらずに至つた銀行当局に対しても、一体あなた方はどういう警告を発しておりますか。そういうような変なことをやらなければならぬような銀行なら、閉鎖を命じて、そこにある一切都是他の銀行にかわらず、そのくらいの腹をきめてからなければ、この問題は片がつきませんぞ。あなた方は、この銀行に対して、監督官厅として何か必要な指示及び監督命令を発しましたか、それを伺いたい。

は、銀行に対し、監督上の立場から、公式に命令、処置等をとつたことはございません。今これらの問題につきましては研究いたしております。ただ、今お話をのように、このストライキが起つたことによつて、その銀行がこれからぬから閉鎖てしまふというふうなことは、私の責任においてはできませんので、この点は御了承願いたいと思います。

利を保護することが、銀行局としては非常に重要な考え方であります。それが今のお話によるところと、何か小口のものだけは、他の銀行で何とか肩がわりしても払つてやるという非常措置をとらすようにしておるようだが、それにしても、預金者の不安は、非常に大きなものがあることは事実です。そういう預金者を保護する立場から、この争議のすみやかなる解決に対し、一応積極的に言うたら、頭取なり支配人なりを、あなたの方の財務局の方に呼ぶなり、あるいは日銀支店の方で話をするとおりして、何か別途の方法で、これら預金者に迷惑をかけぬよう、業務行為の行われるような措置を講ずべきじやないかと思うのですが、これもどうもしかたがないといつて、今のお天気みたいに、じつと明るくなるのを待てということになりますのか。そういうことではどうもたいへんなことになります。さきに国民金融公庫がストライキをやり、また市中銀行がストライキをするというようなことが、なから、銀行局としては——われわれは待遇条件の内部に関して立ち至るのではありますから、銀行局としては——われわれは待遇条件の内部に関して立ち至るのではありませんが、預金者、一般

金融に不安を与えるという点を考えたときには、この問題については、相当検討を要すると考えますから、ただちに必要な指示をどんぐり発して、従わなければ従わぬで、業務停止を命令する権限をあなたは持っているんだから、現に預金者への支払いが十分に行われていいないというのは、銀行業務が正常に行われていないことを明らかに物語っていますから、ストライキをやつっておいるからそれはできぬということはない。そんなりくつは立ちません。そこをあなたはどうお考えになつておられるか。それはやれませんか。私にそういう権限がないというので、やはりほんとにやらせておきますか。

なお、今井上さんから、業務停止命令をしたらどうかというお話をあります。ですが、業務停止命令も、私ども必要に迫ります。しかし、それをやることが何を意味するか。業務停止命令の場合は、御承知のように預金者に対する保護が欠けるから、その場合に預金者を保護するために、業務停止命令をして、整理をやらせるのが本来の目的である。しかるに、今細々とでいろいろな措置をやつておるのを、業務をしてしまつたら、かえつて預金者が困つてしまふ。そういう観点もありますので、ただ業務停止をしたら解決するといったような問題でない。これらの点もよく御警察をいただきたいと思います。

りませんけれども、少くともこれがあれば非常に大きな金融不安を与えておる事中に立つて、監督官庁としては、もつと真剣に検討すべきだと私は思う。

なお委員長に申し上げますが、この問題は、災害地における非常に重要な問題を巻き起しておりますから、後ほど金融小委員会が開かれるそうでありますので、委員会として、この問題に関する一定の結論をつけて、政府に必要な申入れをするように、委員長とりはからいを願いたいと思う。

○千葉委員長 承知しました。

○佐藤(觀)委員 福岡銀行のストについていろいろ議論がありますが、一休銀行局長、あるいは大蔵当局の地方銀行に対する監督権は、こういう新しい事態がでてきたのですが、どこまで権限があると解釈されておるのか、そのことをまず承りたい。

○河野(週)政府委員 監督権は、銀行法に基いて監督いたします。行政監督権といったましましては、その条文を持つて参りましたんでしたが、二十一條から十四條あたりにございますが、免許の取消、業務の停止、その他財産等の保全のために必要な命令ができる。そして預金者を保護し、金融機関の經營が国民経済に寄与するところに持つて行く。この二つの観点から、監督規定がてきておるのであります。しかし、今までの争議行為のような場合、そういうふたことに対し、私どもがどう立場をとり得るかということは、実は初めての例でもありますし、これは慎重に考えなければならぬ問題ではないか、一歩誤ると、かえつて私どもが越権になる点もありやせんかと思います。これらの点も十分に今研究はいたして

・組・長はうへ、定・め合・う休・の二・て置・行・てとい・銀・休・の・お必・にりはな・のと美・外

おりますけれども、初めての事例でもありますので、もう少し研究して見なければならぬと考えております。

○佐藤(觀)委員 先日銀行局長の監督下にある国民金融公庫がストライキを起しましたが、その処置はどういうふれになつたかということが一つと、それから御承知のように、福岡は今度の水害で今非常に困つており、国会においても、特別委員会までも設けてやつて、銀行局長はどういうことが行われるか、その点をひとつ承つておきたいと思います。

○河野(通)政府委員 国民金融公庫のストライキは、ちよと日には忘れました

ましが、一日だけ終りました。その後別に問題はないようあります。

それから先ほども井上さんの御質問にお答え申し上げました通り、公の性質を持つておる金融機関、ことに銀行に

おいてストライキというような事態が起つたことは、私は非常に遺憾しこく

だと思います。しかもこういうことがだん／＼に広がつて行くということにななりますと、金融全体に対して非常に悪い影響を及ぼすというように考えられますので、この問題については、私どもはどういう態度で臨んだらいいか

といつしまして、ストライキの起つた銀行の個々の預金者等が非常に迷惑を受けることがないようだ、また金融がそれとまつてしまつということもな

いように、先ほど申し上げましたよ

うな応急の措置を今研究させておりま

す。これが軌道に乗つて参りますれば、さしあたり福岡銀行の預金者の方

には、御迷惑には遠いありませんけ

ども、非常に大きな迷惑なしに預金

の支払い等が行われるのじやないか、

それから具体的な案を練らしておるようなわ

けであります。

○佐藤(觀)委員 至急善処方をお願い

したいと思ひます。

○有田(二)委員 今井上委員が言われ

た通りに、これは、ストライキをやつ

たことについては職員ももちろん悪い

のですけれども、事ここに至らせた銀

行の首脳部にも、当然責任があると私

は考へる。こういう事態になるについ

ては、起きました銀行の職員諸君もま

ことにけしからぬことは論をまたない

のですが、やはり経営者の方において

は、少くともこういう事態であるから

どうかしんばうしてくれ、この事態が

何とかなつてからまたあらためてやる

と、今ここでストライキをやること

は、西日本のいわゆる福岡銀行のお得

意先に対してもまことに申証ないと

うことをなすべきであつたと私は思つ

なります。しかし、とりあえずの問題

といつしまして、ストライキの起つた

銀行の個々の預金者等が非常に迷惑を

受けたことがないようだ、また金融が

それとまつてしまつということもな

いように、先ほど申し上げましたよ

うな応急の措置を今研究させておりま

す。これが軌道に乗つて参りますれば、さしあたり福岡銀行の預金者の方

には、御迷惑には遠いありませんけ

ども、非常に大きな迷惑なしに預金

の支払い等が行われるのじやないか、

それから具体的な案を練らしておるようなわ

けであります。

○佐藤(觀)委員 至急善処方をお願い

したいと思ひます。

○有田(二)委員 今井上委員が言われ

た通りに、これは、ストライキをやつ

たことについては職員ももちろん悪い

のですけれども、事ここに至らせた銀

行の首脳部にも、当然責任があると私

は考へる。こういう事態になるについ

ては、起きました銀行の職員諸君もま

ことにけしからぬことは論をまたない

のですが、やはり経営者の方において

は、少くともこういう事態であるから

どうかしんばうしてくれ、この事態が

何とかなつてからまたあらためてやる

と、今ここでストライキをやること

は、西日本のいわゆる福岡銀行のお得

意先に対してもまことに申証ないと

うことをなすべきであつたと私は思つ

なります。しかし、とりあえずの問題

といつしまして、ストライキの起つた

銀行の個々の預金者等が非常に迷惑を

受けたことがないようだ、また金融が

それとまつてしまつということもな

いように、先ほど申し上げましたよ

うな応急の措置をとらなければならぬと

思ひます。これが平時でありますなら

もしそれませんが、一体公務員がそういう

銀行の仕事をやることがよいのか悪

いのか、この点も私どもとしては考へ

なければなりません。國家公務員とし

て、そういうことは本質からいつても

適当ではないのじやないかといつよう

な意見もござりますので、今のことろ

はそういうところへ使うことはまずい

のじやないかというように私ども考へ

ております。

○河野(通)政府委員 私どもが報告を

受けておるところによりますと、先ほ

ました通り、この問題は六月の初めか

ら交渉に入つておるわけです。累次にわ

たりまして、ストライキといつような

事態にならないよう、銀行当局者と

しては最善を尽して参つたと私は思ひ

ます。ただ遺憾ながら、妥結に至るま

でには両者の間に相当な開きがあつた。私は言わせるならば銀行の当局

者は、ストを回避するためであります

けの努力をやつて來たものと私は信じてあります。またこの経過から見まし

て、その一月ばかりの間に、何回もわかつて、ほとんど徹夜々々と続

けて行つて、あの頭取を御承知かどう

か知りませんが、あの老人がまつたく

疲労困憊して、病氣になつて倒れたと

いう状態まで交渉を続けて参つた。そ

ういうようなことで、その結果につい

ては遺憾でありますけれども、銀行の當局者としては、最善を尽して参つて

きましたことと私は確信しております。

○河野(通)政府委員 御説はまことに

ごもつともあります。この点も先ほ

どの井上さんの御質問のときお答え申

し上げたのであります。昨日四店が

から十時まで一時間のストライキに入

り、さらにこれが広がるおそれもある

ようです。他の銀行の行員を手

伝いに出すということにつきまして

は、西日本のいわゆる福岡銀行のお得

意先に対してもまことに申証ないと

うことは常識的に見て考えられるので

す。また一面きようの新聞を見ます

と、十一支店全体に波及するというこ

とが出ておりますし、またそういう指

令を職員組合の方から出しておるとい

うような情報を聞いておるのですけれ

ども、もしも十一支店がさらにストに

突入するということになりましたなら

ば、この災害地全体に及ぼす影響は非

常に甚大である。従つてこれに對して

は、むしろ私は、他の銀行から応援を

求めなり、あるいは財務局から人を

かして災害地のこれらの人たちに對す

る応急の措置をとらなければならぬと

思ひます。これから財務局の人たちを派遣す

ます。それから財務局の人たちを派遣す

ました。こういうような状態になつて

おりますので、そういう手がないのは

非常な遺憾だと思いますが、お手伝い

をすることができないかたのであります

が、福岡支店の組合は、これを拒否いたし

ました。こういうような状態になつて

おりますので、そういう手がないのは

非常な遺憾だと思いますが、お手伝い

をすることができないかたのであります

が、西日本のこの非常事態を考えますとき

には、むしろ国家公務員としてそれを

実情に即してやれということです九州に

行かれたようには私は承つておるのであ

ります、特にこういうよだな事態、し

かも重ねて水害を見舞われておるとい

うような今日の事態をあわせ考えまし

ても——これは平時ならば別であります

が、少くとも大野國務大臣が吉田總理

から指令を受けて九州に行かれたの

は、今日は非常事態だから、官僚の考

えられるような常識的な考え方を逸脱して

ております。

○有田(一)委員 銀行局長のおつしや

ることは、一応正しいのであります。

が、少くとも大野國務大臣が吉田總理

から指令を受けて九州に行かれたの

は、今日は非常事態だから、官僚の考

えられるような常識的な考え方を逸脱して

ております。

○河野(通)政府委員 御説はまことに

ごもつともあります。この点も先ほ

どの井上さんの御質問のときお答え申

し上げたのであります。昨日四店が

から十時まで一時間のストライキに入

り、さらにこれが広がるおそれもある

ようです。他の銀行の行員を手

伝いに出すということにつきまして

は、福岡銀行と割合濃い関係にある某

銀行の首脳者は、手伝おうという腹を

上げたのであります。それから他の四店が

から十時まで一時間のストライキに入

り、さらにこれが広がるおそれもある

ようです。他の銀行の行員を手

伝いに出すということにつきまして

は、福岡支店の組合は、これを拒否いたし

ました。こういうような状態になつて

おりますので、そういう手がないのは

非常な遺憾だと思いますが、お手伝い

をすることができないかたのであります

が、西日本のこの非常事態を考えますとき

には、むしろ国家公務員がそういう

ことは妥当でないといふことは、よく了承するのであります。九州、

西日本のこの非常事態を考えますとき

であろうとは存じますが、そういうふうになる  
うな御処置をもう一ぺんおとりになる  
ように御検討願いたい。必ずしもそぞ  
してくれとは私は申しませんが、ひと  
つ大臣ともよく御相談願つて、あるい  
は大野国務大臣とも御相談願つて、そ  
うしてこれらの処置を講じて、罹災者  
に迷惑のかからぬ最小限度の処置だけ  
はおとりになることが正しいのではな  
いかと私見を申し上げて、銀行局長  
の御所見を承りたい。

問題を検討いたします。ただ、今のところ預金者の方に御迷惑をかけないよう、先ほど御説明申し上げたのであります。ですが、他の銀行で預金の代払いをする、あるいは大口の預金につきましては、福岡銀行が他自己で小切手を出して、これを他店で支払うというような具体的な手を打つて、預金者に迷惑をかけないような処置を具体的に研究させておりますから、そういう手を打つてば、それは預金者の方には御迷惑がございませんが、最小限度の迷惑にとどまるのじやないかというように考えております。そういう手を急速に具体化したいと考えております。

○春日委員 私はやはり福岡銀行のストライキに関連しまして、別の角度から大蔵当局の所見を伺いたいと思っておりますが、この福岡銀行のストライキは、金融事業に携わる労働者のストライキのテスト・ケースにも相なるものとなります。私は考えるのでありますし、従つて当局のこれに対する対策というものは、きわめて慎重なお取扱いがなければなりません。私は今にして思ひ起ることは、昨年秋行わられた電車、炭労のストライキでありますが、

われ／＼が当時批判をいたしましたことは、当然早期解決の道があつたかと思われる一面われ／＼が見受けました傾向は、このストライキを長期に長期間に引きさせることによつて、その被害を大衆に大きく与えるといつて、大衆の非難を高まらしめ、このことがストライキ制定の基礎となる輿論喚起の方向に向けられたきらいをなしとしなかつたのでござります。本日の新聞報道によりますと、この福岡銀行のストライキは、全支店に波及するというようなことでありますて、もしさういうような方向にこれが動いて参りますると、これは当然輿論が巻き起つて参ります。従つてこの輿論の方向は、やがてかつて電産、炭労のストライキに対して考えられたように、金融業務に携わる労働者のストライキを禁止すべきだ、こういうような誤った考え方がやがて持ち上がる場合がなしとはしないのであります。

そこで私が申し上げたいことは、当時私どもが政府に対して、昨年の暮れでありましたか、炭労、それから電産の争議に際して、政府がこれが早期解決のために、内閣総理大臣みずから乗り出して、早くこれを解決しろといふことを強く要望したのであります。政府は、故意にか、とにかく挙手傍観をいたしまして、事態の推移にこれをゆだねた、こういふことであります。ただいまあなたの御答弁によりますと、日銀の支店長、その他の機関を通じてそれ／＼乗り出されておるようであります。が、そういうような人に委嘱して問題の解決をはからうとするのではなくて、やはりこれは大蔵省の監督下にあるならば、銀行局長がみずから

その地におもむいて、そうして労働者と経営者との間に対立するところの詳善処されるだけの責任と義務があると私は思うのであります。そこで私はちと伺いをしたいのです。ですが、現実に金融機関というものは、非常な利潤があるいろいろな面においてこうむつております。たとえ申しますと、貸倒れのための損失補償も、現実には千分の十というようなものが、損失もないのに大体において認められておつて、これが課税の対象から除外されておる、その他幾多の社内の保有金が積み立てられておつて、銀行の利潤といふものは非常に厖大なものであります。こういう銀行の中身を一番よく知っているものは銀行の従業員であります。従つて彼らが一万八千円ベースからあるいは二万三千円の賃金要求をするということは、その企業の利潤がそれだけたゞさん上つて来れば、その利潤の配分を労働者が要求するということは、これは当然考えられることであつて、必ずしもそれを外部から過大であるとかいう一方的な批判は、当らない場合があるうかと存じます。そういう意味において、金融機関が現実にネット・プロフイットを社内にたくさん確保しておるという実態を労働者が指摘して、その配分を要求するということは、あるいはこれは現行賃金ベースよりも相当上まるわるベース要求ではあるけれども、しかしその業務に携わつてその利潤をもたらさしめた当事者としては、要求することがやはり当然のことであるうと私は考へるのであります。こういうような意味合いでおいて、これが過大な要求だという单なる外部的な、常識

的な批判によつてこれを律することとなつて、実際に利潤があつて、それだけのベーツを確保してやつてもこれが支出するだけの財源があれば、これは当然支出することによつて労働者の要求を満たしてやつて、しこうして業務に精勵できるという形勢をつくり上げるべきだと思う。こういうような預金者の方に立つて、今福岡銀行のストライキが全支店にまで、しかもそのことが福岡市において預金者の大きな負担になるうとしておるとき、銀行局長が、人に頼んでこれに対するそれらの措置を講じておるというような態度は、あたかも昨年暮れにおける電産、炭労に対するいろいろな規制を行うというものであります。どうかそういう意味合いで論をアツつて、その結果ストライキをして政府がとつた態度と非常に似通つたものであります。このことは、ただ鋼鐵において、一つには預金者が非常に困つておるし、労働者の要求といふものも、われくがいろの決算報告書によつて検討しますとき、これは必ずしも過大な要求であるとは断じがたい。そういう意味において、これを早期に解決して、誤れる非難が労働者に向けられるようなことのないよう公正なる処置をなされれば必要があると思いますが、これに対して銀行局長はどうお考えになつておるか、御答弁願いたい。

りまして、この問題の処理に当ると、  
う点につきましては、これはいろいろと  
私としても考え方なければならない。日  
下国会の方にも私どうしても出なけば  
ばならぬという問題もござりますし、  
かつ現地においてます財務局長は、私當  
もよく知つておるりつぱな人であります。  
して、彼の善處を私どもは十分期待し  
てさしつかえないものと確信しております。  
ただいまのところ、私ただちに現地に  
現地におもむくつもりはございませ  
ん。

それから銀行の収益が多い少いの問題  
について、これには考え方はある  
いる立とうと思います。ことに銀行と  
いうものが貸倒れに対する準備金を備  
えて、預金者の保護に欠けるところが  
ないようしなければならぬということ  
とは、これは程度の問題ではあります  
が、私は必要だらうと思います。またも  
しかりに不当な利益が上つて来ておる  
とすれば、これは取引者に対するサーキ  
ピスに充てるべきだし、貸出し金利を  
引下げるというような努力は、今後一  
層具体的に進めて行きたいと思いま  
す。そういう観点で、一方銀行といふ  
ものが非常に公共的な性質を持つてお  
る、金利等がすべて政府によつてきめ  
られておる。従つてこれらの問題は、  
その収益の出て来る結果というもののが  
普通の企業とは相当違うと思います。  
これらの問題については、銀行につい  
ては、私はやはり違つた観点から考え  
なければならぬ問題があるということ  
だけを申し上げさせていただきます。

○千葉委員長 この問題は非常に重要な  
問題でありますから、午後二時から開  
かれる金融小委員会におきましても  
取り上げて、十分審議したいと思います。

から、さよう御了承願います。

なおこの際農林大臣並びに食糧厅長官が出席になりましたので、農林大臣に対する質疑を許します。小川君。

○小川(豊)委員 前会からずつと食糧

府長官に対して、食糧管理法に関する問題が出て来ておるわけです。本日農林大臣の御出席を願いましたが、大臣は就任後きわめて日が浅い。従つていろいろな先人觀を私は持たないと思ふ。また大臣は農林官僚の出でもないがゆえに、義理合ひも情実もないはずだと思うであります。しかも總理の信頼をきわめて厚い人であるということを聞いておる。こういう点から、この食糧厅の問題について、今日世間でいろいろ流布されておる疑惑をひとつ一掃してもらいたい、こう思つて農林大臣にお尋ねするわけであります。今日農民は、生産費に償わないきわめて低い価格で米を供出しておることは、御承知の通りであります。従つて農家の経済は、きわめて困難な状態になつて、農業手形の債務返済にも四苦八苦しておる、こういう状況である。しかるに外米は、一石当り一万二千円も出して輸入しておる。こういう点は農民のきわめて不満としておるところであります。しかも一方、配給を受ける立場になつて考えると、米の配給は一箇月に十五日くらいしかもらえない。しかも配給所へ行つてやみで買うならば、いくらでも買える。こういう状態が今日の食糧行政の中に行われておる。これは食糧事務所の問題でない、配給所の問題であるといつてこれを葬り去つておくことはできないと思う。今日食糧厅の米なり麦に対する取扱いは、きわめて慎重でなければならぬ

わけである。一点の疑惑も残さない、綿密な注意をしてからなければならぬにもかかわらず、巷間に伝わる食糧局をめぐる不明朗なうわさ、あるいは疑惑に包まれた話は、食糧局を関係の仕事をしている業者にとつては、もう常識のようになつておる。私も農業団体で長い間仕事をしておつて、何十回となくこういう話を聞かされ、また見せられてもおるのであります。こういうことではいけない。一般から信頼されないで、こういう供出とか配給とかいう食糧行政ができるはずがない。こういう点を非常に遺憾に思つて今日に至つたのでありますけれども、この問題は、個人の名誉や信用に関することなので、私も慎重にして来たわけであります。ところが食糧局のこれらの食糧の取扱い、ことに払下げ、あるいは売渡し等に対する方法は、どうしても私どもには納得が行かない。あまりにも情実が伏在しておるのではないかという疑惑が深まるばかりである。食糧局としては、食糧管理法があり、あるいはその付属法規がある、それを守りながら払下げなり売却なりをやつておるのであつて、決してかつてやつておるとは思いませんが、その管理法なりあるいは付属法規なりをかつてに拡大解釈をして、売渡しをしておるのではないか、払下げをしておるのではないかと思われる点が多くある。私が自分で調査したから、今取扱つていないものもありますけれども、こういうものが大量に

話は耳にいたしておつたのであります。今日恩まれざる条件の中で、食糧庁の職員諸君がこの大事な行政に携つてゐるのに、このような話のあることは、まさに氣の毒な、不名誉なことだと思います。しかも会計の形ばかりであります。しかしも、國民の直接負担、あるいは消費者負担にかかるて大きな面でござりますから、従つて私はいたしましては、そういう不名誉な疑惑が持たれないように、細心の注意を実は払つて行くつもりで、いろいろ聞き及んでおります問題等につきましては、特に私自身として検討もいたしましておられます。しかし今まで説明しながらやつて行こう、こういうふうに考えておりますから、もしそういうことで特段の処置をした方がよろしいとされると、どういふうに考へておられますから、お聞かせをいただきたいということをお願いしておきります。

で言いいがかりをつけたようになつて来るわけです。そこで今大臣も、そういうことはないと聞いていると、こうつやつたが、ここに食糧庁の方からもらつた書類があるわけあります。私の資料よりもこの資料によつて言つた方が、あなたの方から出た書類だら間違いないと思う。これによると、二十七年度に輸入米の中から相当大具の黄変米、事故米が出ているのです。その中で四千八百八十一トンといふものは、去年の四月二十八日に通産省の営業アルコール工場に払い下げているだけです。ところが、これは通産省のアルコール工場へは払い下げずに、人への名前は省きますけれども、農林省のきげで、通産省のアルコール工場は、払下げられた価格よりもトン当たり七千円高くこそこら買つてゐる。この会社は、別に工場も持つていなければ何もありません。ただ中継ぎ会社でもあります。り、トンネル会社だ。このトンネル会社にトン七千円ずつもうけさして、官営のアルコール工場へ食糧庁の米を下さい下げなければならぬ理由がどこにあるかということを、私は疑わざるを得ない。これについて、大臣にひとつお答えを願いたい。

つて行く、これは、実際の便宜が私は  
実需者の方にあつたるうと思うので  
す。そういう意味で、この点は説明を聞  
けば一応了解ができるよう私は——  
小川さんはどうでありますか知りませ  
んが、話を聞いてみますと、もつとも  
だとううに私は感じて いるわけで  
あります。同様の疑点は私は実は持ち  
ました。

産省の官営工場が九工場あるのですから、九工場の分をまとめてどつかで引取つてくれたら便利だという話も、一応納得が行くのですが、それは、通産省自身がアルコール工場を九つも自分の経営でやつてゐるのだから、そこでまとめてとればいいことであつて、こへトン当り七千円ずつもの経費をよけいかけて払い下げる必要は毛頭ない。しかもこの会社は、農林省の高官が出ている、何の会社でもない、まったくこの業務をやる会社だ。そういうところへ払い下げる必要は毛頭ないと思う。

次にもう一点あとで五月三十日に、蒸溜酒用として——先ほど申し上げた米は、これは人間が食つては悪い米だ、こういうことでアルコール工場へまわした。今度は、これも賣替米です、人間に食わしてはいけない、人に配給してはいけない、というので、蒸溜酒用として三千七百三十九トンを三つの会社に払い下げている。この場合には、指名競争契約ということになつてゐるのです。この場合は、ここには書いてありませんが、この五月三十日の少し前に一回入札をやつてゐるので、一回入札をやつて、それが農林省の予定価格に達しないというのでさら

に値段を引下げて、五月三十日にこれを払い下げておるわけです。これは食糧厅が悪いというのではなくて、そなたの業者に対する監督の責任はあると思うのですが、おそらく業者が悪いのだと思う。この業者は詰合をして、この価格でとつてはつまらないから、もう一回入札をやつて安くとろうという詰合ができる、みんな相談して安く入れた。そうして三万二千円あるいは三千円というような価格でとつておる。このとつたのはまだいい。の中にある三千七百三十九トンのうち、最も大口にとつておるのは東洋醸造といふ会社で、この東洋醸造の工場は、私は知りませんが、静岡の大仁といふところにあるそうです。この払下げを受けた東洋醸造は、この食糧については使途目的等をはつきりし、その使途目的を変更する場合には、農林大臣の許可を受けなければならぬことになつておるのに、どういうとか、これを協和発酵という会社へ千二百トン横流ししている。さらにもつとひどいのは、この東洋醸造から和歌山県にまで運ばれて、食糧として配給されておるのです。百トンほどと思ひますけれども、これはあなたが検察院に聞いたときにわかるでしよう。そうすると、配給を受けたものを用途目的を変更して他に流し、さらにまた一口は和歌山県へ持つて行つて食糧にして配給されてしまつた。たとえば一斗、二斗かつぎ出しても取締るのに、この場合百トンといふものが、オーダーもなければ輸送証明もなくして、どうしてこういうようない下げを受けた会社、あるいは横流し

を受けた会社が、かつてに法律に違反してそないうことをやつたんだらうるうる争弁すればそれまでです。今までの命令は、糧食長官の答弁では、そないうことがあつたことは聞いておるが、それは業者がやつたので、私の方はよく知らぬまいということであるが、それでは監査の責任は果せないと思う。この点について、大臣はそないうことは實際に聞いておる、こういう話であつたが、私は、こういう事實を知つておる、知つておるが、それでも決してまことにはないのだとおつしやるのか、これはまずかつたから今後氣をつけるとおつしやるのか、ひとつはつきりしていただきたい。

として払はり下げたかどうかといふと、やはり第一点にきわめられなければならぬ。それから、そういうことを今後もうかという点が第二点だらうと思います。ともかくも非常に高い外貨をもつて買つて来た米、それが事故米になつて貰つて来る。これはできるだけ国民経済の上からいつて、最高の効率を上げる方には始末をして行かなければならぬことではない。申すまでもないことがあります。私はそういう点で、もし大蔵省が御推薦になつても、どうもこの人に渡したんじやどうやられるかわからぬといふうな人に對しては、入札に参加さすべくものじやないといふように考へるわけであります。そういう点は、ひとつよく細心の注意を払つて行きたいと思ひます。この点については、とにかく最終においてそういうふうに食糧として、配給用にあるいはやみに流したとかなんといふことがあれば、これはもうどこまでも突きとめて行かなければならぬというふうに思つております。

かけまわつてゐる」とすれば、この点で少くともこういう高い金を出して買入った米の取扱いといふものは、もつと慎重でなければならぬかも知れぬといふことを、私はきわめて遺憾とするものであります。それから次に、また八月二十二日に表にある三つを対照して見てください。これも食糧庁から報告されておるが、一千四百四十八トンのものが、幾つかのものに払い下げられておる。ここでその表にあります。日本糧穀株式会社は随意契約です。それから今言つた東洋醸造、これについては指名競争入札の形をとつてゐる。またその次の第三表になつて來ると、これまで一千四百四十八トンを日本糧穀株式会社といふところへこれも随意契約している。それならば私はお聞きしたい。なぜ日本糧穀株式会社というところだけ随意契約しているのか、なぜここだけ随意契約しなければならないのか。これだけのものがあるなら、これに対しても競争入札をやつたらいい。競争入札をしないで、ここだけ随意契約しているというその考え方があな取扱いをしておるようございまして。○保固國務大臣 食管の業務運営の関係もございましようし、かつまた、今御指摘のお話につきましては、国税庁長官の方へ申入れもあつて、そういうふうな取扱いをしておるようございまして。

ます。なおその上に必要であれば、食

糧廳長官からお答え申し上げます。

○小川(豊)委員 私は、こういうよう

な規則や法規の中でやつてもさしつか

えないのかということをお聞きしてい

るのではない。そういう規則なり規定

しないからこれはやつてもいいとか、

反しているから悪いとかではなく、こ

ういう規則をつくつてしまつてある。

規則に反してしまつてあるからとい

うことをお聞きしているのであります。

○保利國務大臣 それはごもともでござります。これをやつた、ここまで

のところは規則に従つて、そうして誠

実に業務をやつて來たが、結果がはた

て多數の方の納得を得るを得ない

か、納得を得なければ、これは規則で

すからかえればいいわけであります。

納得を得るよういかえるようにしなけ

ればならぬ。私は十分検討していただ

きたいと思います。

○小川(農)委員 これはちよつと納得

行くか行かないかという御答弁です

が、こんなばかなことを納得する人は

おそらくないと私は思ふ。だから、こ

れは当然こうすることをしないで、國

民がもつとこの食糧行政に対して信頼

できるような形であつてもわなけれ

ばならない。私つゝ先般も、野田の醤

油会社の方に会つたのですが、大豆も

問題でしようが、あなたの方も払下げ

をやつたらしいじゃないかと言つた

ら、やはりあれは会社が別にあつて、

あそこへ頼みに行かなければだめだ、

農林省へ行つてもだめだということを

言つている。こういうことを私は言い

たくないが、そういうことが幾つかあ

る。そういうことは、例をあげればも

つと出て来るけれども、そういうこと

は別として、次に、二十七年の碎米の

事故米というのがここにあるが、三千

二十八トン、これはまあ都道府県知事

の申請で各味噌醤油協同組合というよ

うなところへ配給しているもので、こ

れもその配給の仕方は悪いとは私は思

わないが、ここにも日本農林通商株式

会社といふものが存在して來してゐる。

これのみなそへやらなければいけな

いというようなこと――しかもここで

一べんお聞きしたいのは、この値引きし

た理由といふものがどういうことにな

つているかと、これは当初より

品質が悪く、買付辞退、割当辞退のため

に約二年の長期保管をし、それによつ

て品質が低下し、原材料用価格では売

却が困難であったから値引きしたと、

○小川(豊)委員 二年もこれを保存し

ておいて、しかもそのために安くこれ

を売つておる。資本を自分で出した会

社ならばばつぶれてしまします。国だか

ら平氣でやつてゐるが、こういうこと

をやられてはまことにもつてたまらない

い。そのほかに砂糖の問題は、これは

課長が自殺しておることだからやめま

すけれども、大豆の問題でも、大豆が

たくさん払下げをされている。これは

食糧厅の方では、競争入札で払い下げ

のだからさしつかえない。これは米

とは取扱いが違うのだと言つておるけ

れども、少くとも国が買つて、政

府手持ちになつてしまふものを、実需者

に払い下げるということが、私は建前

でなければならぬと思う。しかるにこ

れが一つも――一つもとは言いませ

ん。実需者にも払い下げておりますけ

れども、実需者ではないところにたくさ

ん払い下げられておる。この点では、

ただそういう抽象論ではないか

、一点申し上げますが、私の知つて

いるあるところべ、農林省は相当の大

豆を払い下げて來た。これを引取つて

くれ、そしてここへ渡してくれとい

うことを言つて來る。ここ、ここへやつ

てくれ、この二千何百トンかは、あな

たの方の名前をかりて、あなたの方で

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

のです。なぜこういう不明朗なことを

なさるか。何も時価六万円もするもの

を、三万円に払い下げるのは、当、不

い。そのすべての立て方が、さしつかえな

い、さしつかえないとおつしやつてお

れを、そういうところを通して、そつ

ちへまわしてくれというところに、米

のすべての立て方が、さしつかえな

い。そのほかに砂糖の問題は、これは

課長が自殺しておることだからやめま

すけれども、大豆の問題でも、大豆が

たくさん払下げをされている。これは

食糧厅の方では、競争入札で払い下げ

のだからさしつかえない。これは米

とは取扱いが違うのだと言つておるけ

れども、少くとも国が買つて、政

府手持ちになつてしまふものを、実需者

に払い下げるということが、私は建前

でなければならぬと思う。しかるにこ

れが一つも――一つもとは言いませ

ん。実需者にも払い下げておりますけ

れども、実需者ではないところにたくさ

ん払い下げられておる。この点では、

ただそういう抽象論ではないか

、一点申し上げますが、私の知つて

いるあるところべ、農林省は相当の大

豆を払い下げて來た。これを引取つて

くれ、そしてここへ渡してくれとい

うことを言つて來る。ここ、ここへやつ

てくれ、この二千何百トンかは、あな

たの方の名前をかりて、あなたの方で

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

やつてもらうけれども、これはここへ

と、農林省では、払い下げる人は大体き

まつておる。そうしてそこへみんな頼

みに行くのです。これだけほしいから

と、農林省へ行つたつてもらえないの

です。そこへ行きなさい、ということを

言われる。そこへ行つて、コミッショ

ンを払つてもらつて来るというのが、

今日の払い下げの麦や、大豆や、砂糖や

米の実情なんです。それでこういうこ

とを――砂糖のようなものはもうない

かもしませんが、当時は五、六万ト

ンの砂糖を持ちなさつておつたはず

です。この砂糖を一つ取上げて見て

も、トン当たり八千何百円かのもうけを、

中絶会社にちゃんとやれるように、払

い下げておる。こういうことがなされ

ておつたのでは、しまいにはたいへん

な問題になつて來るから、農林大臣は

よくこの点を検討をされて、そういう

不明朗なことのないようになされたい。

そしてなお特に加えたいのは、農

林省出の高官が、すべてこれらの会社

の社長である。これが不明朗でない、

何のましいこともないといつても、自

分のところから出でて來るかつての次官

や、かつての食糧厅の長官が、会社を

運営して參ります上に、あるいは無用

と見られるような仲介機関が必要であ

ります。しかし、この厖大な食糧事業を

営んで参ります上に、効率的に事業を

運営して參ります上に、あるいは無用

と見られるような仲介機関が必要であ

ります。しかし、この厖大な食糧事業を

営んで参ります上に、効率的に事業を

運営して參ります上に、あるいは無用

と見られるような仲介機関が必要であ

ります。しかし、この厖大な食糧事業を

小

島村委員 私どもは、食管の特別会

計の財政を扱うことは、今まで何回か

あつたはずです。しかも現在提案され

ておりますような法案の内容に接する

ことがあります。たとえて申

しますれば、この法案のごときは、小

九

学校の給食用に特別価格で払い下げ  
る、その損害を補填するために一般会  
計から繰り入れるというようなこと  
は、正面から解釈すれば何でもない。  
もうすぐにも通つてしまふ法案でな  
ければなりません。しかしながら、こ  
れと同じような性格を持つた法案が  
進行を見ておるのであります。これは  
急があつて発言していられるようなこ  
とがある。ただいままでずっと、こう  
いう法案が出ますと、そういう状況で  
ある。そのたゞごとに、何か発言者に疑  
念があつて発言していられるようなこ  
とがある。ただいままでずっと、こう  
いう発言が出ますと、そういう状況で  
進行を見ておるのであります。これは  
今、御就任日の浅い保利大臣を責めよ  
うとしているのではない。しかしながら、  
この私の発言がほんとうか、うそ  
かということは、速記録がはつきり立  
証してくれると思います。ことに食糧  
庁の長官はよく御存じである。どうか  
ら、この要点につきましては、私どもが  
こういう要点に申しましては、私どもが  
こういう法案を扱います場合に、平々  
淡々たる気持で、正面解釈で行かれる  
ように、ひとつ監督を厳重にしていた  
だきたいという要望を申したいのであ  
ります。ただいままでの大臣に対する  
各方面からの要望に対しまして、大臣  
は、必ず善処いたしますというお答え  
があつたのでありますが、いかにも無  
責任な御答弁に経過いたしておりま  
す。今度はぜひ保利大臣によつて、私  
どもにそういう疑惑を抱かせざに、こ  
うした性格の法案であつたら、うのみ  
にしてオーケーが出せるように御監督  
をいただきたいという要望を強く申し  
ておきます。

たれる事実はない、こういう答弁をされておりますが、今小川さんが申し上げましたいろ／＼な質問に対し、疑惑を持たれる事実はないとお考えになつておりますか、明確にされたい。

○保利國務大臣 それは、小川さんが御指摘になりました黄変米の取扱いについて疑惑があるかないか。私が先ほど申しますように、小川さんも御指摘になりましたように、東洋醸造から協和醸酵に転売した。それは今日の規則をもつてすれば、少しもとがめることはない。ただその協和醸酵からまた妙なところへ流れ、それが事故米として処分されたのにかかわらず、食糧として供給されたという事実が、かりにありますならば、それが協和醸酵と、その最終の取扱つた人との関係であるか、あるいはすつときかのぼつて、東洋醸造との関係に及ぶか、あるいは東洋醸造に払い下げた食糧厅に及ぶのかといふところに、疑惑といえは疑惑でしようけれども、そういう意味におきまして、食糧厅の職員に関しまする限り、この問題に関して疑惑をかける事実はないようになっております。またそう了解をし、そう信じておるわけでござります。

になつたわけであつて、この点は食糧問題になつておる。御承知のはずだから、その点私が言ひがかりをつけているのじやない。あるかないかということをここではつきりさせてもらいたい。

○前谷政府委員 お話を点は、御承知のように和歌山県で問題になつておりますが、ただいま大臣が仰せられたのは、東洋醸造と食糧庁との関係において、そういう問題はないということを大臣がお話になつたのであります。東洋醸造が和歌山県にどうしたとかいう問題とは、大臣のお話は別じやないかというふうに私は了解しております。

○小川(豊)委員 東洋醸造とあなたの方の関係に対しても、大臣の答弁はそれでいいのですよ。けれども、和歌山県へ行つて黄米が食糧に配給されたという、この事実があるのかないのか、あつたとすれば、それはどういうふうに処理されてゐるかということであなたから答弁を聞きたい。これはあなたは知らないはずはない。

○前谷政府委員 お答え申し上げます  
が、和歌山県で、東洋醸造が和歌山県の卸業者を対象として、そこへ引渡し、それが配給されておるということです。  
現在事件が取調べられておるわけ  
であります。私が聞いておりますところによりますと、東洋醸造のそれを取扱つた個人がそういうふうにしたのだ  
といふことに、現在の取調べはなつて  
おるというふうに聞いております  
が……。

○小川(舊)委員 そうすると、それの中では、そういう疑いを持つてやられておるということはお話を通りでござります。

○井上委員 問題は食糧として配給不適であるものが、食糧として配給されおる。食糧として配給不適なるがゆえに、工業用品その他の用途に、食糧庁から払下げの条件を明確にして払い下げたものであります。それが食糧にかけたものであります。それが食糧にかかるつておる。その事実が具体的に出で来た。これに対して何らおれの方は責任もない、そのやつた行為に疑惑を持たれることはなく、一体これで事が済みますか。食糧行政をあずかるものが、しかもこれに対して何らの責任の追究も明らかにされてないのです。それで一体事が済みますか。それで一体食糧行政の主管者としての大臣の任務が果されるるとお思いになりますか。あなたは就任早々でありますから、事情の内容は報告も受けていないし、調査もされてない。しかし政治的にこの問題を考えた場合に、貴重な外貨を使って、そうして国内にはわざかに内地米は十日か十二日くらいしか配給されてない現状において、血の一滴にもひとしき外米を配給不適品として払い下げておりながら、これが食糧にまわつておるということを聞いたときに、その配給を受けておりますところの国民が一体どういう感がいたしますか。食糧行政に対して国民が満足に了解をしませんか。問題は、その政治的責任について

て私は聞いているのである。その点大臣はどうお考えになりますか。

○保利國務大臣 私の不行届きによつて生じたことについては、私が政治的に責任をとらなければならぬことは申しまでもないことでござります。さればとて、食糧庁の職員が誠実、精勤に職務を行つて、そうしてたま／＼あやまちを生ずるといふような場合もある。されども黄変米の問題のことを存じますけれども、黄変米の問題のときは、食糧問題に悩みぬいておる國民としては、だれしもがこれは最大の関心を払つてゐるわけでござりますから、この取扱いの面において多少とも不當な点がござりますならば、たといいつの時代でありましようとも、それは責任を見のがすというわけには参らぬと思います。ただ今日まで私が承知いたしておりますところで、は、食糧庁の職員に過誤があつたということを突きとめる何にも根拠はない。しかしそのために、何か食糧庁の職員連中が不名誉な疑惑を受けるといふようなことはまことに之のない。そういうためにも、今後の取扱いについては、私は細心の注意を払つて行きたい、そういうことを申し上げておるわけであります。決して国民に對して、責任を回避するというような氣持ちは毛頭ございません。

い下げられるというと、この黄変米が積んである周辺のものも黄変米だとして払い下げる危険がある。その倉庫を管理しております当該の食糧事務所の管理官、あるいは倉庫番、これらにうまく話をいたしますならば、その周辺の良質の米を事故米として払い下げる危険がありますぞ、そこはよほど注意をせぬといけませんぞ、こういうことを実際にいて私は警告を発したことがあります。ところが今日、ここで黄変米として払い下げたものが食用として販売されてしまうということが摘発されて来ました。これは、まさに私どもがそのことを予想して警告したことについて、政府は何ら具体的に監督してないということを裏書きしているのです。監督しておるなら、こんなことは起つて来ません。これを食べれば肝臓癌になつて死んでしまうというような米をいかに金もうけのためといえども、業者が第三者に売り渡すことはあり得ません。知つてやれば殺人罪を構成するのです。そういう危険な米を食用として売るやつはありません。そういうものは工業用として使われるから、少くとも市販をされておる米、正當に食用として供されるという米が事故米として払い下げられたものであるということは明確であると思います。そうすると、われわれが国会を通して政府の行政に対しても必要な注意を与えて、その注意が何を具体的に取入れられて実行されていないということが、ここに明確になつて来ている。一体、これを業務を扱っている者に対してもう一警告を發しましたか、一体あなたはどういう勧告をやりましたか、重大な責任です。それは業者かやつたことだから、政府は

一々そんなことまで干渉していられぬ  
ということは存じませんけれども、  
国民に与える影響というものは大きい  
ものであります。だから、少くともわれわれはこの問題を契機にして、再び問題について議論をしておりまして、  
今後かかることが起らぬように、あなたたの一段の監督を行政上に及ぼしていく  
ただきたいと考えますとともに、この問題を掘り下ろしておきます。  
川さんからいろいろ具体的な事実を述べられて、以上私はこの問題を承っております  
と、まつたく一方的な感じがいたします。  
これもやはり何とかもと公正な、だれが見てもあたり前だというやうに改める必要がある、これはあ  
り方であります。この法律を審議して行く上で、大臣は今後新しい一つの対策をお  
考えを願いたいのであります。この際、特に私はこの法案を審議して行く上において重要な疑点が起つて参りましたから、ここで二、三伺つておく問題がござります。

行限度をふやさなければいかぬ、そういうことになつて来るようあります。これに関連をして、当面の責任者である農林大臣は、この衆議院で議決いたしました二十八年度産米の価格について、この修正をそのまま実行されれる意思があろうと思うが、またしなければならぬという責任が起つて参ります。そうすると、自由党は自由販売制度を主張し、そうして二重價格制度には反対をして参りました。ところが改進党さんの主張されておる、われく両派社会党的主張しております二重價格制度といふものが一部この改正案の中に採用されておると、その説明を、昨日賛成討論においてされております。そして、農林大臣は党の政策は二重價格には反対だけれども、国会で可決されたこの修正案は、国会の意思を尊重する立場から、これを否定するわけには行かぬ、こういう立場をおとりになりますか。この点を明確にされたいと思う。

し、推進して参りますためにも、他の政治勢力の御協力を得なければならぬ実情になつておるわけでありますから、そういう上に立つて行われて参ります国会の意思、これには当然従つて行くべきである、それが二重価格であるかないか、これは見解のわかれるところで、いろいろ解釈の仕方があるようございます。ただ私は、国会の議決に従つて行くということを申し上げるほかはございません。

奨励金だ、こう言つておる。だから宗達しなくとも供出に応じて石当たり八百円づつもらえる、こういう解釈であります。この解釈は非常に違つて来ます。また供出の上にも非常に影響をして来ます。米価それ自体の生産費を償うか償わぬかという問題は別にいたしまして、予算の上において、あるいは供出の全般の上において、この二つの解釈は重大な食い違いを持つて来るのですから、一体政府はどうつとめでありますから、お考えになつておるか、供出奨励金として八百円石当たり出すというのか、完全後に全完遂量に対して石当たり八百円を出そつとうどいのか、その点を明確にされたい。

同時に、いま一つは、今年の十一月の新米穀年度に入るにあたつて、消費者価格を引上げると言うておる、そうしてこの価格差をできるだけ接近さうという意図が与党側にあるということをたび々新聞で報道されました。大臣のお考えはどういうお考えでありますか。十キロ六百八十円の現行価格を維持しなければ、二重米価制度を主張する改進党の主張は通りません。改進党の主張を通そうとすれば、十一月における新米穀年度を中心にする新しい消費者価格の改訂をせなければいかぬし、一体どちらをお考えになつていいですか。これは食糧証券の発行限度に重大な関係を持つて來るのでありますから、この際その点を明確にされたいと思うのであります。

○保利国務大臣 これは、修正をせられました国会で御提案になるか、あるいは修正せられましたものを、成立すれば執行しなければならない責任を持つ政府が提案するか、いずれにいたし

内見先生がおはし辰じゅう西見

ましても、食糧詰めの限界航行、ということは、必要なる措置としてとられなければならぬ。そこでその限界をどちらにまとめるといわれましても、私は、この問題は今日の食糧事情の上から行きまして、国内食糧供出を確保して行くためにとられている政治的配慮であると思います。従つて、この出来秋の供出を、必要量をどう確保して行くかというところから、政府の責任において、国会の盛られている意思に従つて処置して行かなければならぬ。従つて出来秋につきまして、十分に万全の措置を講じて参りたい。消費者価格につきましては、承つておりますところでは、今回奨励金として附加せられる八百円については、今年産米の消費者価格には盛り込まないというお話しは、昨日の御発言を承つておりますが、そうであるように承知をいたしております。従つて消費者米価の決定の上からいって、また國の財政の上からいって妥当であるかということをよく検討して決定しなければならぬと思ひますから、その際に慎重に検討いたして決定をいたすつもりであります。今日は、これ以上は消費者価格については何も申し上げることはございません。

か河豚金等君は供出獎励金たゞよ  
のように言つておる。私がこの点を何で  
はつきりせなければならぬかと申しま  
すと、完遂獎励金にするか、それとも  
供出獎励金にするかということによつ  
て、この予算に盛られておりますとこ  
ろの二千五百万石の集荷の上に重大な  
影響を來し、またそのことが食糧証券  
の發行にも、やはり一応の限度の基礎  
になつて來ます。だから政府は、一体  
完遂獎励金と考ておるか、供出獎励  
金と考ておるのか、どちらかといふ  
ことを明確にされなければなりませ  
ん。同時に予算でありますから、今年  
の秋の米の消費者價格を何ぼにせなけ  
ればならぬということは、まだこれから  
一二、三箇月もあることでござります  
ので、そのときの物価その他の状況も  
勘案をされてきることでありますか  
ら、およそ今日予想してこれにきめる  
ということは困難でありますも、當  
然今年の秋になりますならば、正規な  
生産者價格というものが算定をされ  
て、實際の基本價格というものは上づ  
て行く、われくがこういう一つの推  
定を持ちますときに、消費者價格を現  
状ですえ置くか置かないかという問題  
は、二重米価を主張する者とせぬ者と  
の上において、非常に重要な政治的な  
問題になつて來ます。そういう点を割  
切つた上に立つて、はつきりこの食糧  
証券に対する發行限度というものが算  
定されなければならぬと私は考てお  
ります。そういう点について、秋の消  
費者米価については、今から考えてお  
かなくとも、まだ時間があるといえま  
ります。それまででありますと、政治家の心構  
えといふものはおよそできていなけれ  
ばならぬ。同時にまた、今申しました

○保利園務大臣 先ほど申し上げたところで尽きておると思ひますけれども、昨日修正議決せられました予算には、供出完遂獎励金というように出でております。そうして、この獎励金の大幅度の見込み予算は、二千五百万石の供出を確保する上から、二百億円という点は、判断の材料にならうかと存じます。従いまして、出来秋の供出ができるだけ確保して行くといふところに三党の政治的配慮があると存じます。それ以上は、政府の責任において供出を確保して行くという上から、この予算執行に当らなければならぬ、こういうふうに考えております。

か後になりますときに、義務供出量はできるだけ少くして、早く県内の供出量が完遂するように処置を講ずるのは人情であります。またこの完遂奨励金が石当り八百円もあるということになれば、この完遂奨励金を目にして、できることになって来て、実際は、予想割当の二千五百万石をはるかに下まわる義務供出割当に事實上なるのです。去年のわざか石当り百円の供出完遂奨励金においてさて、後に控えているじつの超過供出一万五百円という大きな懸念が、いかに関東その他の地方の米産地の知事をして、政府に対してねばらしたことでしよう。そしてその県とは結局詰合ひがつかぬじやないか。最初に公表したところの割当数字よりもはるかに下に、秘密裡に折衝しているじやありませんか。もし県側ががんばつて政府側の言うところの割當に応じないで、もつと低くなつかつたらよう引受けませんと言ふた場合、あなたはどういたします。何の法律でそれをどうとするのです。現実にとる法律がないでしよう。國の食糧の重要性を考え、農村に対する政府の手厚いいろいろの対策を農民がよく理解して、協力してやらなければいかぬという気持にならなかつたら、供出は出ません。そうした場合、そういう供出の完納金があるということとが、逆に供出量を減らすという逆現象を生んで来ますよ。そして押しの強い県知事や農業委員会に押しまくられて、とう／＼泣寝入りしなければしようがないということに事実なつて来ますよ。私はきょうこれをあな

大方に予告しておきます。はつきりそ  
うなります。逆にこれが供出奨励金で  
百円ということになつたら、かわつて  
来ますよ。供出されば石当たり八百  
円もえるということになれば、これ  
は大分かわつて来ます。しかしそう言  
つたのでは、あなたの方は二重米価を  
認める事になるから、そこは言いたいだけれ  
ども、食糧確保のため、また後に控え  
ております食糧証券のわくを拡大して  
二百億をこの委員会で通さなければな  
らぬためには、率直に農林大臣の心境  
を申してもらわぬと、事実上秋の供出  
の上に重大な問題をはらんで來ます  
よ。その点に対し十分御検討を願い  
たい。これに対する大臣の御所見を伺  
いたいと思います。

して、食糧の問題に悩んでいる今日の事情からいたしまして、政府としても、議会としても供出を確保すべく努力をいたしておりますから、従つて農村側におきましても、この事情をよく理解をいただき、深い同胞愛も加えていただいて、あらゆる手段を講じて供出に協力を願うよう、これはひとつせひ国會側の御協力をいただかなければでき得ない。もとより政府の責任でござりますから、政府としては最善の努力を払つて行くつもりでおります。

○千葉委員長 時間が大分経過しておりますから、そのお含みでお願いいたします。

○佐藤觀委員 時間がありませんから、二、三点についてお伺いしたいと思います。この供出金の八百円の問題につきまして、米価審議会とはどういう関係になりますか。今度の米価値上げの問題について、どうしようよろんなお考えを持つておられるのか、大臣から伺いたい。

○保利國務大臣 これは奨励金でござりますから、米価審議会とは直接の問題はないと思つております。もし間違つてありましたら、食糧庁長官から訂正させます。

○佐藤觀委員 おそらく今度の新米の米価について、これが相当いろいろな問題を与えると思う。先ほど井上さんから、その問題についていろいろ言われましたが、われく農村においては、地主におりましても相当質問があると思う。これをどういうように解釈していいかという問題について、議員として農村をまわる場合に、そういう問題についての政府のはつきりし

た觀点を知らしておかないと、われ自身が不安でござりますから、食糧廳長官でもけつこうでありますから、ひとつお明示を願いたい。  
○前谷政府委員 お答え申し上げます。昨年度におきましても、超過供出奨励金を三千円付したわけでございますが、米価審議会におきまして御決定を願うのは基本価格としての米価であります。もちろんその際に、そういう奨励金等の具体的な内容について十分御説明申し上げることは、申すまでもないことであります。  
○佐藤(觀)委員 食糧管理法でいろいろ問題がありますが、外米の問題であります。今年度の外米の確保について、農林大臣はどういうふうにお考へなさるか、申すまでもないことになつておるか、その一点を伺いたい。  
○前谷政府委員 お答え申し上げます。本会計年度といたしましては、御承知のように九十万トンの輸入を計画いたしておるわけでございます。現実には、米の需給の問題といたしましては、十月末までの本米穀年度の問題かと思いますが、本米穀年度におきましては、大体予定量の買付をいたしております。そのうち二十二万トンがまだ到着をいたしておりませんが、本米穀年度といたしましては、予定通りの買付を了しまして、二十万トンは今後十月までの間に到着し得るということです。この計画は遂行できると考えております。

委員長に伺うのですが、委員長は、多分改進党から提案しましたあの予算修正案に賛成をされておることであるうございます。そうして大蔵委員長として、この食糧管理法の改正案を後ほど審議にかけるであろうと思う。そうなつて来ますと、大臣は完遂奨励金八百円ということを言つておる。ところがあなたの方の昨日の本会議における河野金昇君の賛成討論を聞いておると、あれは供出奨励金と言つておる。これは非常に違う。そこで大蔵委員会に、食糧証券発行額の限度を引上げる法案をどうせ提案をされて参りましょうから、それまでにひとつ政府側とも、また与党側とも十分お話をされて、大臣の言ういわゆる見解の相違という点を明確にして、本委員会に委員長から言明を願うように、議事進行の上において要求いたしておきます。

いことでございましょ。しかしながら、われくが本日までいろいろ見聞して参りましたその中には、たとえば砂糖の払下げ問題をめぐつて、食糧庁の課長が熱海で自殺したというような事件もある。こういうような問題は、何らやましいところがない、背任し、あるいは濫職したというような事犯が何らないならば、あたら若々しい命をそういうようなところで捨てるというような結果になることはないであろうと私は考えるのであります。いずれにしましても、そういうトンネル会社を通じて、しかもそのトンネル会社の社長は、すべて次官であつたとか、食糧庁長官であつたとかいうような人たちである。こういうような人が主宰している会社に対して、「一払下米にして何千万円、砂糖のごときは何億という利益を与えておつたということは、断じて私どもは納得することができないのであります。本委員会の質発応答を通じてこれを知る国民は、これに対してさらに新たな憤激を感じるであろうと私は思うのであります。ただいま同僚議員によつて示されたことは、わずか数点であるけれども、历年にわたつて吉田内閣が、この食管行政を通じてこういうようなことをどれだけ行つておるかということは、私どもがこれを推定するのに、非常に恐るべき内容がそこにひそめられているのではないかというふうな疑惑すら抱かざるを得ないであります。

に違法ではない、法内の処理が行われたものであるという御答弁でございました。このことは、立法の府にあられるところの当事者たちと、それから、かつて立法の府におつて、今はしりぞいてそれらの営利会社の社長になつておる諸君とが相結託をいたしまして、そういうような疑惑すら、私どもは抱かざるを得ないであります。そこで、こういうようやうな状況下において、そういう不當な厖大な利潤を彼らが得ており、なまかにそれが法規に照らして何ら違法でもないとするならば、今後こういう事態が跡を絶たないであろうし、しかもこれが国会の本委員会の論議を通じて何ら問題にならないとすれば、これは重大なことであり、私どもはその責任を果すゆえんではないと思ひであります。私はこの機会に、小川君の提起をいたしましたこの問題を契機として、本委員会の責任においてさらに具体的な事象をつかみとつて、かりに食糧行政肅正決議案とか、あるいは何らかの形において、こういうような不当な処理の行われることの禍根を今後抜本塞源的に絶つ必要があると思うが、委員長は本問題の結果をいかにつけられるつもりであるか、ひとつ委員長の御所信を承りたいのであります。

ますから、さよう御了承を願います。

○春日委員 了解しました。

○千葉委員長 坊秀男君。

○坊委員 ただいま議題となつております二十六法案中、相互銀行法の一部を改正する法律案、並びに先ほど提案

趣旨の説明を聽取いたしました国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件及び国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件の三案につきましては、質疑も大体尽されたと思われますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの坊秀男君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○千葉委員長 御異議ないようですか  
ら、右三案に対する質疑は以上をもつて打切ることといたします。これより順次討論採決に入ります。まず国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件二件、すなわち正倉院の件及び皇居の件の両件を一括議題として討論に入れます。

○坊委員 ただいま議題となりました国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件及び国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件の両案につきましては、いずれも討論を省略して、たちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの坊君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○千葉委員長 御異議ないようですか  
ら、右両案につきましては、討論を省略してこれよりただちに採決に入ります

右両件を、いずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて右両件はいすれも原案の通り可決せられました。

次に、相互銀行法の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。苦米地英俊君。

○苦米地委員 私は、本案に対しまして賛成の意を表すると同時に、本案につきましては、次のとおり附帯決議を付して議決されんことを提議いたしました。まずその案文を朗読いたします。

政府は、なるべく速やかに、相互銀行に対し、内国為替取引を認可するよう善処されたい。

次に提案趣旨を簡単に申し上げます。  
〔参考〕

本法案におきましては、相互銀行が内国為替取引の業務を営もうとしたします場合には、大蔵大臣が個別的にその業況等を総合勘案して認否を決定することになつておりますが、金融を一層円滑にし、取引者の利便をはからうとする立法の趣旨にかんがみまして、

政府はなるべくすみやかに認可を与えるよう善処されたいというのが提案の趣旨でござります。

○千葉委員長 ほかに討論の通告もありませんので、以上をもつて討論は打ち切ることといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶものあり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決に入ります。右案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決せられました。

次にただいま苦米地委員より提出せられた附帯決議の採決をいたします。本附帯決議に賛成の諸君の御起立を願います。

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

次会は二十一日午前十時から開くことにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

午後一時十分散会

〔参考〕

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件(正倉院の件)(内閣提出)に関する報告書  
(内閣提出)に関する報告書  
国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件(皇居の件)  
(内閣提出)に関する報告書  
相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕